

1

地方の財政 [8] 地方税の現状 [5.1]

別所俊一郎

日本の地方税の特徴

- 地方税が地方政府の主たる財源とは限らない
- 所得課税・消費課税・資産課税と幅広く課税
 - 所得課税：住民税（道府県民税、市町村民税）、事業税
 - 消費課税：たばこ税、自動車取得税、軽油取引税、消費税
 - 資産課税：固定資産税
- とくに都道府県で法人企業課税への依存度が高い
 - 市町村は固定資産税が多い：土地・建物・償却資産
- 法人課税依存に起因する都道府県税収の不安定性
 - 景気対策の一環としての法人減税の影響も
- とくに法人二税の顕著な地域間格差
 - 地方消費税は地域間での違いが小さい

前回までのあらすじ

3

- 分権化定理
 - 地方分権の理論的基礎
 - 「もし、地方政府が知っていて中央政府が知らないような地域独自のニーズが存在するなら、各種公共サービスの供給量の決定を地方政府に任せたいほうが効率的な資源配分に資する」
 - いくつかの前提に依存
- 分権化のもとでより効率的な財政運営の方法の模索
 - 新公共経営 New Public Management
 - PFI (Private Finance Initiative)
 - 市場化テスト
 - 指定管理者制度

歳入総額に占める地方税の比率

5

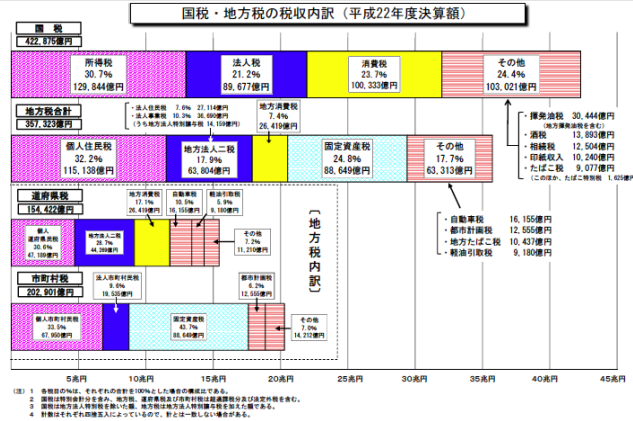
歳入総額に占める地方税の割合の団体別の状況
(平成22年度決算額)

割合 (%)	都道府県		市町村	
	団体数	構成比	団体数	構成比
0~10未満	0	0.0	279	16.1
10~20未満	19	40.4	456	26.4
20~30未満	19	40.4	352	20.4
30~40未満	5	10.6	297	17.2
40~50未満	2	4.3	212	12.3
50~60未満	1	2.1	112	6.5
60~70未満	1	2.1	16	0.9
70~80未満	0	0.0	4	0.2
80~90未満	0	0.0	0	0.0
計	47	100.0	1,728	100.0

(注) 1. 市町村には特別区を含み、特別区を1団体として算出した。
 2. 都道府県歳入総額に占める地方税の割合(全国計)は、31.8%である。
 3. 市町村歳入総額に占める地方税の割合(全国計)は、34.1%である。
 4. それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しないことがある。

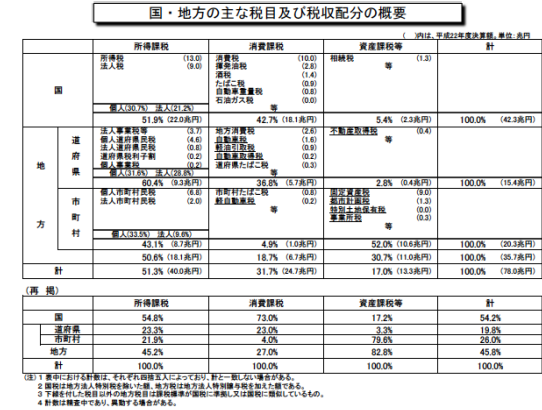
税収内訳

6



税収配分の概要

7



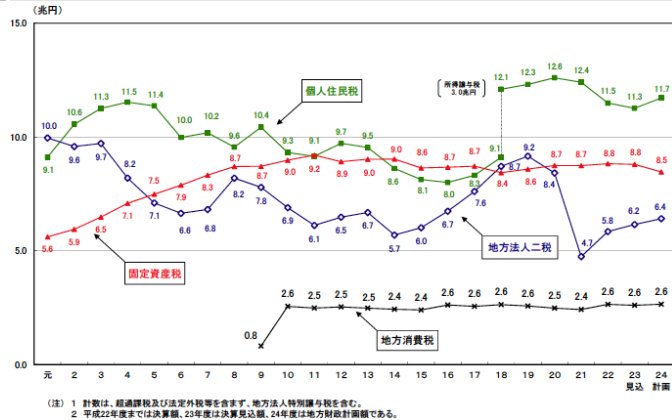
主要国の税収比較

8

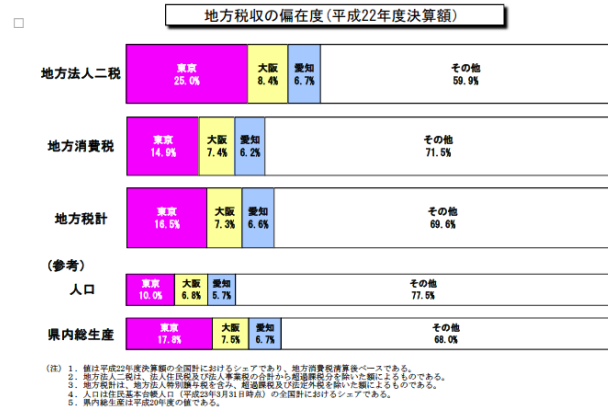
区分	税源配分	地方税収入の構成比		主な税目
		所得 (%)	消費 (%)	
日本 (注2)	国税	50.6	18.7	個人住民税、法人住民税、消費税
	地方税	30.7	73.1	個人住民税、法人住民税、消費税、自動車税、地方消費税、固定資産税、印紙税、たばこ税、酒税、雑税、特別徴収税
アメリカ	国税	5.4	21.5	小売売上税
	州税	47.8	73.1	小売売上税
イギリス	国税	0.0	0.0	—
	地方税	100.0	100.0	ガソリン・タバコ (93%)
ドイツ	国税	78.2	5.9	消費税 (8・19%)、法人住民税 (10%)、個人住民税 (10%)、酒税 (10%)、たばこ税 (10%)、雑税 (10%)
	地方税	21.8	15.9	個人住民税 (10%)、法人住民税 (10%)、消費税 (10%)、自動車税 (10%)、固定資産税 (10%)

地方税収の推移

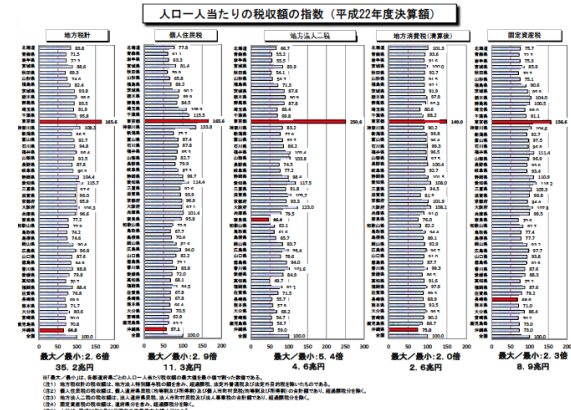
9



地方税収の偏在度



1人あたり地方税収の比較



近年の改正と方向性

- 地方税収格差の是正
 - 地方法人2税の精算システムの見直し?
 - 地方消費税の拡充：法人2税との税源交換?
 - 08年度税制改正で事業税の一部を地方法人特別税として配分
- 課税自主権の強化
 - 標準税率・制限税率の存在：地方消費税・たばこ税は全国一律
 - 超過課税：標準税率を上回る税を課すこと
 - 法人2税について実施例は多い、ただし、税収は少ない
 - 標準税率より低い税率を適用すると、地方債発行に制約
 - 00年施行の地方分権一括法で
 - 法定外普通税の導入が許可制から協議制へ：核燃料税など
 - 法定外目的税の創設：産業廃棄物税など
 - 税収は少ない

近年の改正と方向性

- 外形標準課税
 - 法人事業税の課税ベースに付加価値 (利潤+給与+利息+賃料) を使う
 - 利潤がマイナスの赤字法人にも課税できる：受益者負担の観点
 - 04年度から資本金1億円以上の法人に外形標準課税を導入
- 個人所得税の税源移譲
 - 06年度改正で所得税から住民税への税源移譲：税負担は変化なし
 - 所得割の税率をフラット化：道府県民税4%、市町村民税6%
- 改革の問題点
 - 公益原則をうたった制度変更
 - 非居住者への課税 (宿泊税) や迷惑施設への課税は妥当?
 - 外形標準課税は資本金1億円以上のみ：1億円以下の企業の7割は赤字法人
 - 財政力の弱い団体へはなお補助金による財源保障も、